

小石川養生所初期の医療活動

山口 静子

順天堂大学医学部医史学研究室

江戸時代の医療活動の実際はどうであったのだろうか。医史学研究室山崎文庫にある「貧民養生所記録」は享保7年(1722)～元文4年(1739)17年間の小石川養生所初期の町奉行所記録(享保撰要類集)である。この度は享保7年12月(1722)にまとめられた養生所定書を中心に調べ養生所運営の実際を明らかにする。

小石川養生所は享保7年12月13日に開設し療治を開始した。小石川御薬園内の1000坪の土地に病人40人用の平屋建て長屋を立てる。養生所は町奉行支配下にあり町奉行は中山出雲守時春・大岡越前守忠相であり、養生所与力同心には中山組与力満田作左衛門・年寄同心吉田伊左衛門、大岡組与力吉田十郎兵衛・年寄同心笹岡善左衛門・若き同心佐々木藤十郎らが担当する。養生所諸事肝煎職に小川笙船・丹治親子が就き、医師等は本道岡丈庵・林良適、外科八木如水、夜間急病人には木下道圓・八尾伴庵・堀長慶を任命した。しかし町医者八木如水は享保8年6月までとし、後任に外科村山自仙・村山玄格と眼科笠原養瑚が任命される。享保7年7月の組織案では与力2人同心10人であったが実際は与力2人同心3人となったため、享保8年3月には小普請組同心9人の応援を得ている。また中間(下男)8人と下女2人を雇い、下男8人は賄所担当食焚・汁炊・水汲や小遣・病人扱葉煎・門番とし、下女2人は女病人・洗濯物扱いを担当し、この人々で養生所は運営される。しかし開設から半年たっても病人数は増えないため、享保8年7月町奉行は名主風聞対策をたて、江戸中の名主を養生所に集め幕府の意向を伝える。その結果享保8年8月18日には逗留数57人・通い病人314人と報告され、9月には増築が認められ逗留病人数40人から100人となり、養生所定書も修正となるが基本の形は変わらない。

この定書を調べると、①与力は毎日各番に勤め、年寄同心一人と平同心4人も各番に勤め小川笙船は見廻り丹治は養生所へ引越し昼夜立会勤めること。ただし作左衛門十郎兵衛は7つ時までに帰宅すること ②病人に薬与える儀は林良適岡丈庵各番に毎日見廻り夜中急病の節、木下道圓八尾伴庵堀長慶の3人は役人より連絡あり次第参り病用を済ます予定 ③病人が支配々より名主判鑑持って来所の節、作左衛門十郎兵衛丹治立ち合い判鑑確認し長屋へ入れること ④病人に薬用いる場合取違いないよう役人度々見廻り念を入れること勿論看病人の中間下女は、病人に不沙汰を致さぬよう申付けること ⑤人参を用いる病人がある場合医者衆作左衛門十郎兵衛並びに小川笙船丹治に相談するように、もっとも病人誰に〇月〇日より〇文目人参用いたと年寄同心方に書留置いて勘定すること ⑥病人が力つき外出したいと言う場合作左衛門十郎兵衛や笙船丹治に相談すること勝手に出て行って帰らなくてもそれまでのこと然る時は病人を寄越した懸かりへ届けておくこと、また病人が回復し宿へ帰りたいと申す時も同様にする ⑦病人の出入りは詳しく書留置き一ヶ月毎に翌月朔日に月番へまとめ差出すこと ⑧病人の宿より病人へ給物送ってきたら改所にいる同心は作左衛門十郎兵衛に相談し指図を受けることその他金銀衣類鼻紙等も病人の宿より送ってきた品々は少量でも与力に相談しこの二人がいない場合は年寄同心丹治に相談の上病人に渡し翌日与力へ報告し指示を受けること、同心の一分の心得で勝手に渡さないこと。

この定書き①～⑧項目まで調べると、詳しく纏めてあり町奉行支配の小石川養生所の運営は与力同心が中心となり、病人のことは小川笙船丹治親子の意見を取り入れ医師衆は小川笙船に相談するようになっていくことがわかる。